

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則 平成5年3月26日規則第26号 (粗大ごみ処理券)</p> <p>第20条の2 市長は、粗大ごみ（一時多量ごみとして<u>施設搬入をする</u>ものを除く。）の処理に関する手数料を納付した者に、粗大ごみ処理券（第12号様式の2）を交付する。<u>ただし、生活環境事業所において当該手数料が納付された場合、及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に当該手数料の納付が委託された場合その他市長が粗大ごみ処理券を交付する必要がないと認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則 平成5年3月26日規則第26号 (粗大ごみ処理券)</p> <p>第20条の2 市長は、粗大ごみ（一時多量ごみとして<u>施設搬入するものを除く。</u>）の処理に関する手数料を納付した者に、粗大ごみ処理券（第12号様式の2）を交付する。</p>

改正後

改正前

第12号様式の2

第12号様式の2

(表面)

(表面)

 川崎市	粗大ごみ処理券
金額 円	
<p>◎ 裏面のシールに氏名又は受付番号及び収集日を記入し、粗大ごみの目立つところに、貼ってください。貼りにくい場合は、上部の穴にひもを通して結んでください。</p> <p>◎ 処理券は、再発行できませんので、御注意ください。</p> <p>◎ 裏面のシールに領収日付印のないものは、収集しません。</p> <p>【申込み先】</p> <p>【問合せ先】</p>	

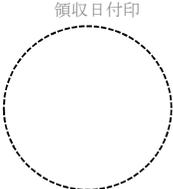
 川崎市	粗大ごみ処理券
金額 円	
<p>◎ 裏面のシールに氏名又は受付番号及び収集日を記入し、粗大ごみの目立つところに、貼ってください。貼りにくい場合は、上部の穴にひもを通して結んでください。</p> <p>◎ 処理券は、再発行できませんので、御注意ください。</p> <p>◎ 裏面のシールに領収日付印のないものは、収集しません。</p> <p>【申込み先】</p> <p>【問合せ先】</p>	

改正後

改正前

(裏面)

(裏面)

	
金額 円	
氏名又は受付番号	収集日 /
<p>◎ 氏名又は受付番号及び収集日を記入し、粗大ごみの目立つところに、貼ってください。貼りにくい場合は、上部の穴にひもを通して結んでください。</p> <p>◎ 処理券は、再発行できませんので、御注意ください。</p> <p>◎ 領収日付印のないものは、収集しません。</p> <p>【発行局部課】</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> 	

	
金額 円	
氏名又は受付番号	収集日 /
<p>◎ 氏名又は受付番号及び収集日を記入し、粗大ごみの目立つところに、貼ってください。貼りにくい場合は、上部の穴にひもを通して結んでください。</p> <p>◎ 処理券は、再発行できませんので、御注意ください。</p> <p>◎ 領収日付印のないものは、収集しません。</p> <p>【発行局部課】</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> 	

備考 粗大ごみ処理券の種類は、100円、300円及び600円の3種類とする。

備考 粗大ごみ処理券の種類は、100円、200円及び500円の3種類とする。